指定催しの指定通知書

北秋消予

年 月 日

(催しを主催する者) 様

北秋田市消防本部

消防長

北秋田市火災予防条例第 42 条の 3 第 3 項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして 指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教 示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日 以内に北秋田市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に北秋田市を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において北秋田市を代表する者は北秋田市長となる。)

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に北秋田市を被告として指定の取消しの 訴えを提起することができる。